

事業認定申請時の計画について説明します

前号のニュースNo. 7でご紹介した「地元からの“公開質問状”と“市の回答”」の事業認定に関する記事の一部に、市の事業遂行意思や計画の具体性など誤解を招く表現がありましたので改めてご説明します。

市に苗木浄水公園の事業遂行意思はあったのか？

平成12年に、市が岐阜県へ申請した土地収用法に基づく苗木浄水公園整備事業の事業認定申請は、土地を収用するための重要な手続きであると認識しており、当時は明確な事業遂行意思をもって申請をしました。

“多目的グラウンドの具体的な計画がなかった”“計画が変更可能”とは？

事業認定申請の多目的グラウンドを含めた苗木浄水公園整備事業の計画は、土地収用法の規定に基づき、縦覧により市民の皆様を示した具体的なものでありましたが、詳細な施設・設備レベルの計画においては、その後、浄水公園の事業コンセプトが変わらない範ちゅうで、更により良いものになり得る可能性がありました。

事業認定上の計画の一部である整備済みの浄水公園については、工事説明会において地元の要望を受け、施設・規模等を計画変更し、詳細な設計を行って整備しましたが、多目的グラウンドは、工事を実施するまでの詳細な計画・設計ではなかったため、その後、工事説明会などの機会において、地元の皆様へ説明は行っておりません。

その後、新たに生じた行政課題に対処するため、現在、市は新衛生センターとミックス事業の計画地へ変更しようと、地元の皆様をはじめ、市民の皆様へご理解いただけるよう努めています。

公聴会を開催しました

新衛生センター建設に関し、市民の皆様から都市計画上的ご意見をお伺いするため、9月15日に公聴会を開催し、多くの公述人の方々にご意見をいただきました。

新衛生センターの必要性を認めるご意見も多くいただきましたが、すべての公述人の方が選定場所には反対でした。



生活環境影響調査結果を縦覧しご意見をいただきました

新衛生センターを建設した場合、周辺環境にどのような影響を及ぼすかを調査するため、昨年の夏と冬に生活環境影響調査を行いました。

今年の夏には、市役所と苗木コミュニティセンターで1ヶ月間にわたり調査結果を縦覧し、その後、苗木地区の46名の方から意見書のご提出をいただきました。ご意見をいただいた方には、後日回答をさせていただきます。

市長が地元役員へ直接話し合いのお願いに行きました

9月16日に、市長、副市長が、地元役員宅を直接訪問し、話し合いと事業説明の開催を依頼しました。

しかしながら、これまでの経緯の中での約束の有無など、地元が納得できる回答がない限りは応じられないと断られ、話し合いの実現には至りませんでした。

全市民の快適な生活環境を確保するためには、どうしても事業を推進する必要があります。今後も話し合いの実現に向け努めてまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

臭いは外に出しません
環境現況調査を実施しました
環境影響評価を実施しました
二重扉を設置します
脱臭設備を設置します

- ムダなコストを削減し皆様の税金を大切に活用します。
- 近隣住民にとって迷惑となるような施設は建設しません。
- 資源循環を促進し環境にやさしい中津川をめざします。

問い合わせ先 生活環境部 衛生センター 0573-66-1209
水道部 下水道課 0573-66-1111(内線523)